

第6 ふるさと振興事業

広域活動計画に基づき、津山ふるさと市町村圏基金の運用益で実施する事業です。
事業は、次に規定するものとします。

なお、実施については、事業実施計画を作成したうえで行います。

- (1) 圏域の全体あるいは複数の市町にかかわる事業
- (2) 圏域の全体あるいは複数の市町において同時に実施されることが望ましい事業
- (3) 圏域の全体あるいは複数の市町において継続的に実施されることが望ましい事業
- (4) 津山ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して実施することが好ましく、一般的な財源をあてることが困難な事業
- (5) 圏域で地域課題となっている事業
- (6) 今後、圏域の発展のために必要と考えられる事業